平成２１年（フ）第１７７号
岡山県勝田郡勝央町岡251番地２
債務者　平田　　仁
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第７６８号
栃木県宇都宮市下岡本町4171番地２　コーポヒルサイドＡ101
債務者　平出　正一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２２号
栃木県栃木市今泉町１丁目11番４号　今泉ハイツ101
債務者　中澤　美佳
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２５号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原13番地　山木アパート１号、前住所栃木県日光市木和田島3089番地32
債務者　桜井シズ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２６号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原13番地　山木アパート１号、前住所栃木県日光市木和田島3089番地32
債務者　桜井健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３３号
栃木県宇都宮市中戸祭町3014番地11
債務者　小泉　知子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２５号
栃木県足利市朝倉町２丁目15番地18　須藤アパート、前住所栃木県足利市本城２丁目1902番地　セントラルコーポ501号
債務者　山木　和雄
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０７号
秋田県湯沢市川連町字天王239番地
債務者　栗林とき子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１５号
秋田県横手市大雄字西四津屋16番地
債務者　小松田淳資
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１６号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町６番地
債務者　加藤　菜穂
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１７号
秋田県雄勝郡羽後町高尾田字上鵜巣７番地
債務者　小野　弘治
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２１８号
秋田県雄勝郡羽後町高尾田字上鵜巣７番地
債務者　小野加代子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５５号
静岡県菊川市堂山新田369番地の３
債務者　田代　崇男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後４時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
香川県丸亀市城東町１丁目４番７号
債務者　楠木　美惠
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２４５号
北海道帯広市西13条北３丁目１番地44　啓北ハイツ１号室
債務者　小川つやき
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
北海道帯広市西13条北５丁目１番地18　泉翠マンション８号室
債務者　門馬　光隆
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係